

競争参加者の資格に関する公示

シュワブ（H20）隊舎新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成20年12月5日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 真部 朗

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 47

- 1 工事名 シュワブ（H20）隊舎新設建築工事
- 2 工事場所 キャンプ・シュワブ内
- 3 工事概要

隊舎新設：RC-5 建物延べ面積約11,000㎡

東屋新設×2棟：RC-1 建物延べ面積約38㎡

工期 平成23年2月28日まで

- 4 競争参加資格申請の交付

（1）交付期間：平成20年12月5日から平成20年12月24日までの行政機関の休日（行政機関の

休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(2) 交付場所：〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部契約課 電話098-921-8131（内線155）

(3) その他：特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

(1) 提出期間：平成20年12月5日から同年12月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。なお、平成20年12月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

(2) 提出場所：上記4(2)に同じ。

(3) 提出方法：申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便と同等のものに

限る。)により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成19・20年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 工事経歴書（下記6（2）アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの）

（4）その他：申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成20年12月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

（1）特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3者の組み合わせとす

る。

ア 装備施設本部長又は防衛施設庁長官から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付けを受け、沖縄防衛局（旧那覇防衛施設局を含む。）に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

イ 装備施設本部長又は防衛施設庁長官が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が代表者は1,000点以上、代表者以外の構成員は990点以上であること。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者
(上記アの再度級別の格付けを受けた者を
除く。)でないこと。

エ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日
から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛
局長(旧那覇防衛施設局を含む。)から、
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置
要領について(通達)」(平成6年8月31
日付施本第1605号(CCP))に基づく指名停
止を受けていないこと。

オ 上記1に示した工事に係る設計業務等の
受託者又は当該受託者と資本若しくは人事
面において関連がある建設業者でないこ
と。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に
掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成5年度以降に建築一式工
事の元請として、用途が共同住宅等で、鉄
筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリー

ト造、地上5階建て以上、建物延べ面積10,000㎡以上の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員については、元請として、用途が共同住宅等で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建て以上、建物延べ面積7,000㎡以上の建築工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事の入札説明書に示すものにあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ 建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 7 上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記4により申請することができる。この場合上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企

業体としての資格がないものとする。

8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

10 その他

(1) 共同企業体の名称は、「シュワブ(H20)隊
舎新設建築工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇
〇〇建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、
開札の時に於いて、特定建設工事共同企業
体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事
の「入札公告(建設工事)」に示すところによ
り、競争参加資格の認定を受けていなければ
ならない。